恩納通信所

跡地利用基本構想図

出典：恩納村提供資料

■返還跡地の概要等

□　概　　要				
面　　積	63.1ha		■内訳	
	国有地	0ha	0%	
	県有地	0.7ha	1.1%	
	市町村有地	4.1ha	6.5%	
	民有地	58.3ha	92.4%	（内訳は恩納村提供）
所　在　地	恩納村（字恩納）			
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中北部、西海岸の万座毛の南 土地の形状：ほぼ平坦な地形（一部を除き原野）			

□　沿　　革	
昭 28. 4	●米軍による使用が開始。（昭和 47 年、空軍から海兵隊施設に移管）
昭 47	●空軍から海兵隊施設に移管。
昭 47. 5.15	●沖縄の本土復帰に際し、恩納ポイント通信所が「恩納通信所」として提供施設となる。
平 2. 6.19	●日米合同委員会において、返還に向け所要の調整・手続きを進めることを確認。（平成 5 年 9 月の日米合同委員会において、返還を承認）
平 5. 9	●日米合同委員会において、返還を承認。
平 7.11.30	●全面返還（約 62.4ha）。同月、地主を対象に説明会を開催。12 月、建物の撤去作業開始。
平 8. 3	●汚水処理槽内から PCB 等の有害物質が検出。平成 9 年に汚水処理槽本体の撤去完了（汚泥ドラム缶 700 本は現地にて仮保存）。平成 10 年に PCB 等の航空自衛隊恩納分屯基地内保管施設への移設が完了。平成 26 年福島県内へ搬送した PCB 等の無害化処理が完了。
平 14. 2.18	●独立行政法人通信総合研究所の「亜熱帯計測技術センター」の整備が完了。
平 20. 5.25	●「ふれあい体験学習センター」（島懇事業）が供用開始。
平 21. 3.31	●地主会と外資系企業が跡地開発の基本合意書に調印。
平 25.10.25	●恩納村と地主会が開発協定書に調印。

■跡地利用に係る取組状況等

□　跡地利用方針・計画
●平成 24 年 3 月に「恩納村第 5 次総合計画　基本構想・前期基本計画」を策定。 ※当地区は屋嘉田潟原に接する自然公園の海岸部に立地していることから、周辺の指定海域や自然公園区域等と整合性のとれた跡地利用を構想。 ●平成 24 年に恩納通信所返還跡地利用地主会とリゾート開発会社が「恩納通信所跡地リゾート計画」を策定し、ホテルや商業施設、タワーレジデンス等の整備を実施予定。 ●令和元年 5 月に「恩納通信所返還跡地利用基本構想」を策定。

□　事業段階	
事業計画策定段階 （一部実施中）	●平成 20 年度末に恩納通信所返還跡地利用地主会とリゾート開発会社との間で跡地開発に関する基本合意書が調印され、その後リゾート開発会社が「恩納通信所跡地リゾート計画」に関する環境影響評価及び開発行為の手続きを開始し、開発の事前準備を実施。 ※平成 25 年 10 月に、同計画の環境影響評価書が沖縄県環境評価審査会の審査を経て、平成 26 年 1 月から公告縦覧が終了し、環境影響評価の手続きは完了。 ※平成 26 年 7 月に開発行為許可申請、認可済み。 （村の対応方針） ●リゾート開発区域は、地主会が中心となって土地の取りまとめを行い、都市計画法等の許認可はリゾート開発会社が行っているので、村は開発区域に直接関与していないが、開発区域以外の返還跡地については、村が平成 28 年度から一括交付金により水路等の整備を、平成 29 年度から北部振興事業（沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費）により道路の整備を実施中。